

所管部課		教育部教育指導課		部長		田口 茂夫		
件 名		東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則							
	部課機関							
1. 要 旨 令和7年3月から、小・中学校の春季休業期間を延長することに伴い、本規則の一部を改正するものである。 (1) 主な内容 第4条第1項第3号中、春季休業日の「3月26日から4月5日まで」を「3月26日から4月6日まで」に改める。 (2) 施行日 公布の日から施行する。 (3) 影響及び効果 春季休業日を変更することにより、4月1日から始業式までの準備期間を確保することができ、教職員が進級や入学に関する準備を行い、校内体制の整備や年度はじめの教育活動の充実を図ることができる。								
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課において審査済み 令和6年10月25日 令和6年第10回東大和市教育委員会定例会において承認済み								
3. 留意事項（問題点等）								
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正に伴う事務を進めたい。								
5. 審議結果								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。